

令和6年度岩見沢市まちなか交流活性化事業補助金  
募集要項

岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室

令和6年4月

## 1 事業の目的

中心市街地における交流の場と機会を創出する事業を支援することで、人流の創出とまちなか活性化を図ることを目的とします。

## 2 用語の定義

この募集要項における用語の定義は次のとおりです。

- ① 中心市街地：岩見沢市まちなか活性化基本方針で定められた中心市街地の区域をいう。
- ② 商業業務集積地区：岩見沢市まちなか活性化基本方針で定められた商業業務集積地区の区域をいう。
- ③ 商店街組合等：商店街振興組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興会等の任意団体で10者以上の事業者等で構成される商業振興を目的とする団体をいう。
- ④ 中小企業者等：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び同条第5項に定める小規模事業者並びに新たに同条第1項又は第5項に定める事業を営もうとする者をいう。
- ⑤ 市民団体：地域住民等により構成される団体をいう。
- ⑥ 空き店舗：利用者の退去等により未利用となっている店舗や事務所をいう。

## 3 共通事項

### （1）共通要件

本補助金の対象となる事業及び事業者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 中心市街地の活性化に係る商店街等の取組みに協力する者であること。
- ② 公序良俗に問題のある事業ではないこと。
- ③ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）ではないこと
- ④ 市税等の滞納が無いこと
- ⑤ 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑥ 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。
- ⑦ 交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までに完了する事業であること。

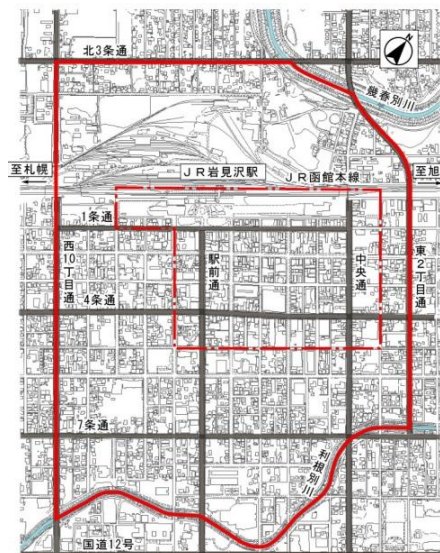
### （2）岩見沢市補助金等交付規則等の順守等

本補助金の交付を受ける者は、本募集要項の他、岩見沢市補助金等交付規則及び岩見沢市まちなか交流活性化事業補助金交付要綱の規定を順守しなければなりません。また、これらの規則等の規定により違反行為等による補助金の返還義務や取得した財産の処分制限等の規定が補助事業終了後においても適用されますので、これらの規則等を理解の上、申請をしてください。

(3) 他の補助金の併用

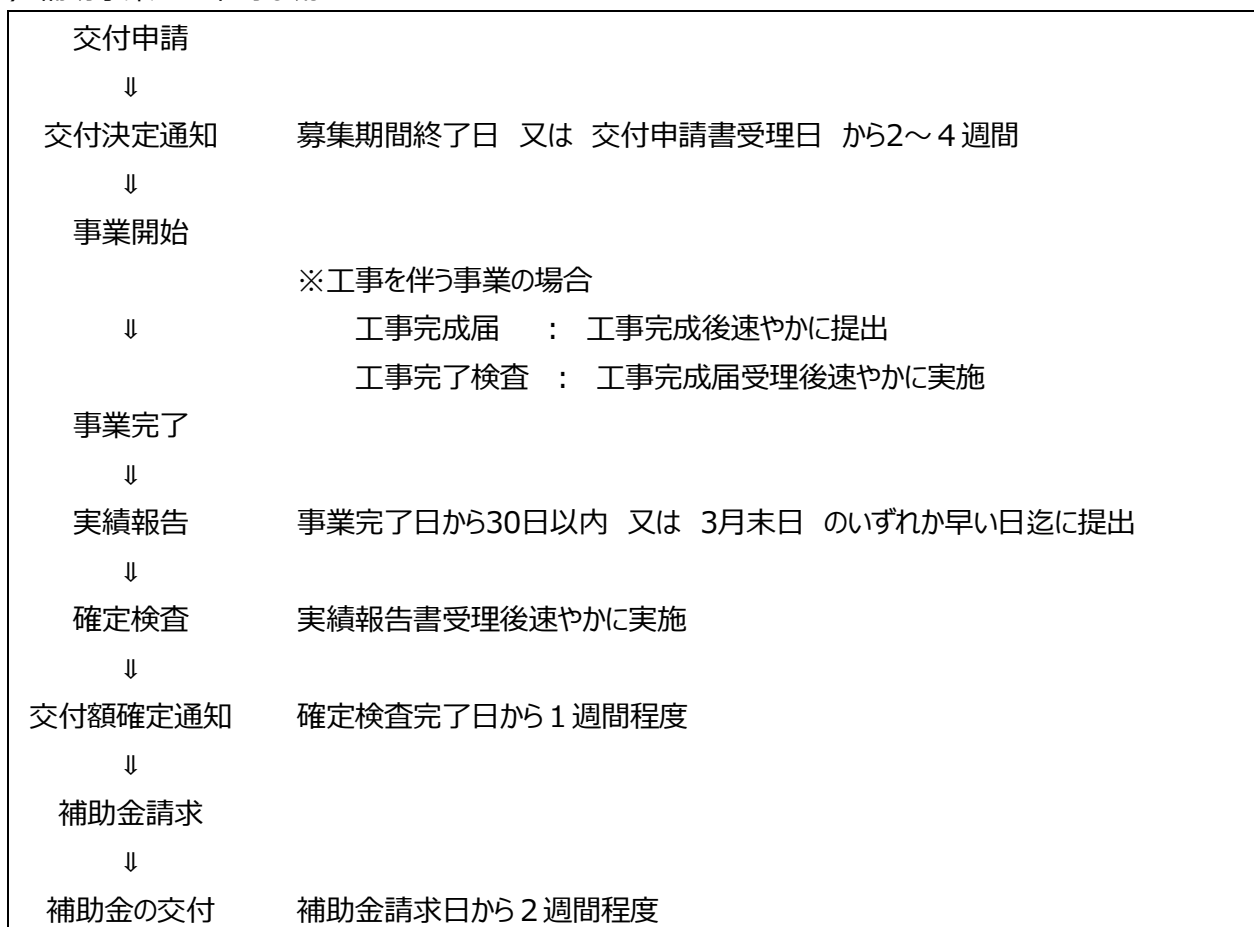
岩見沢市の補助金は、補助対象経費の重複が無い場合は併用をしても差し支えありません。また、国等の補助金の併用も差し支えありませんが、その場合は、国等の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

(4) 中心市街地及び商業業務集積地区の区域



- 中心市街地の境界**
- ・東側：東2丁目通（都市計画道路）
  - ・西側：西10丁目通（都市計画道路）
  - ・南側：利根別川
  - ・北側：北3条通（都市計画道路）、幾春別川
- 商業業務集積地区の境界**
- ・東側：東1丁目通
  - ・西側：西6丁目通（1条のみ西8丁目通）
  - ・南側：5条通
  - ・北側：J R 函館本線

(5) 補助事業の基本的な流れ



### 3 補助対象事業、補助対象者及び補助率等

#### (1) 交流活性化事業

対象となる事業	情報発信やイベント開催など、まちなかの利用や交流を促進するために、交付決定日から年度末までの期間を通じて持続的に行う事業 ※期間を通じて持続的に行う事業とは、毎月1回程度、消費者等に対しまちなかの利用や交流を促進するための取組みをするものとします。なお、個々の店舗等のイベントや広告等は対象となりません。
補助対象者	商店街組合等、中小企業者等、市民団体 ※商店街組合等を含む2以上の団体が当該期間を通じて、事業間で連携して実施（以下、「事業連携」という。）する場合も対象となります。
補助対象経費	借料損料、通信運搬費、委託費、外注費、会場設営費、備品費、消耗品費、広報費、効果促進費、その他市長が必要と認める経費
補助率等	1/3以内 上限額60万円 ※商店街組合等を含む2者以上による事業連携の場合は、連携する団体それぞれ補助率は1/2以内、上限額を90万円とします。

#### ※事業連携とは

事業連携は、商店街組合等を含む複数の団体が、それぞれの人的資源、物的資源、情報資源等を活用しながら、まちなか活性化を目的とする相互の事業効果を高めるための連携をいいます。仮に個々の団体の事業の期間が限定的であり、単独では本事業の対象とならない場合でも、他の団体の事業と連携することで、期間を通じた事業となれば補助対象となります。

#### ●事業の要件

- ①連携する団体それぞれの人的資源、物的資源、情報資源等を活用する事業連携計画作成
- ②定期的に会議（月1回程度）を開催し、事業の改善を図りながら実施  
※連携団体の参加及び会議録作成が必要。

#### ●事業連携のイメージ

【全体の取組み】 地域全体の店舗やイベント等の情報発信（毎月）

【個々の取組み】 A商店街：デジタルクーポン発行事業（毎月）

B商店街：セール事業（3か月に1回）

C団体：●●●祭り（夏季のみ）

D団体：地域農産加工品の消費創出事業

連携団体が相互に協力して事業を実施

(2) 人材育成事業

対象となる事業	まちなかの活性化やまちづくりを担う人材育成や新たな取組みの合意形成のためのセミナーやワークショップ等を開催する事業
補助対象者	商店街組合等、中小企業者等、市民団体
補助対象経費	消耗品費、旅費、借料損料、専門家謝金、その他市長が必要と認める経費
補助率等	10/10以内 上限額10万円

(3) 空き店舗改修事業

対象となる事業	解体や立ち退きなど消失する見込みの無い空き店舗を改修して新たに店舗又は事務所等の事業所を開設する事業
補助対象者	<p>中小企業者等で以下の要件を全て満たすもの</p> <p>①新規又は中心市街地以外からの移転により開業する者であること</p> <p>②将来にわたり開設する店舗又は事務所等の事業を行う計画であること</p> <p>③チェーン店の直営店又はコンビニエンスストアではないこと</p> <p>④土曜日又は日曜日に営業する者であること</p> <p>⑤夜間のみ営業を行う業態でないこと</p> <p>⑥恒常的に利用客及び従業員のいないものでないこと</p> <p>⑦地域商店街や町内会等へ加入、賛同及び協力する者であること</p> <p>⑧季節負担金（除雪負担金等）の負担をする物件の場合には、その趣旨に賛同し協力する者であること</p> <p>⑨対象物件の地権者や親族などの関係者ではないこと</p> <p>⑩過去に空き店舗に関する補助制度の利用、又はそれに準ずる助成等を受けていない者であること</p> <p>⑪事業計画書及び収支計画・資金計画を商工会議所等の指導を受けて作成するものであること</p>
補助対象経費	改修工事費（内装工事、外装工事、電気設備工事、機械設備工事及びガス工事等の建物に附合する工事経費）
補助率等	<p>飲食業及び小売業の場合 1/2以内 上限額90万円</p> <p>その他の業種の場合 1/4以内 上限額45万円</p> <p>※商業業務集積地区以外の中心市街地の区域で実施する場合は、上記により算定した額の1/2の額を補助金額とします。</p>

※岩見沢市補助金等交付規則に定めるもののほか、補助金交付後に次に該当する場合には、補助金の返還となります。

- ① 開業後3年以内に営業内容又は用途を変更したとき
- ② 開業後2年を経過しないうちに営業を停止したとき

(4) 店舗等魅力向上事業

対象となる事業	コミュニティ醸成や商店街の魅力向上のための店舗やアーケードを改修する事業
補助対象者	①中小企業者等で新たな顧客獲得を目的とする新商品やサービス提供等の新事業実施に伴い、店舗の改修等を行う者 ②商店街組合等又は市民団体で、その団体が管理するアーケードの改修等をする者
補助対象経費	①改修工事費（内装工事、外装工事、電気設備工事、機械設備工事及びガス工事等の建物に附する工事経費に限る。）、設備費 ②改修工事費、解体費
補助率等	①補助対象経費の1/3以内 上限額30万円 ②補助対象経費の1/2以内 上限額90万円 ※商業業務集積地区以外の中心市街地の区域で実施する場合は、上記により算定した額の1/2の額を補助金額とします。

※岩見沢市補助金等交付規則に定めるものの他、補助金交付後に整備したアーケードを3年以内に解体したとき、補助金の返還となります。

(5) 施設整備事業

対象となる事業	店舗、事務所、ホテル等、交流や就業の場となる建物を新築し、営業を開始する事業で以下要件を全て満たすもの ①区画数が1つの建物の場合、補助対象者が当該建物で営業を行う事業であること ②共同建物の場合には、当該建物で営業を開始する者が確定していること ③将来にわたり補助対象者が当該建物を保有し事業を行う計画であること
建物で営業する者の要件	①土曜日又は日曜日に営業にする者であること ②夜間のみ営業を行う者でないこと ③恒常的に利用客及び従業員がいない事業を行う者でないこと ④公序良俗に反する業態の事業を行う者でないこと ⑤チェーン店の直営店又はコンビニエンスストアではないこと
補助対象者	商店街組合等又は中小企業者等で以下に要件を全て満たすもの ①地域商店街や町内会等へ加入、賛同及び協力する者であること ②季節負担金（除雪負担金等）の負担をする物件の場合には、その趣旨に賛同し協力する者であること ③事業計画書及び収支計画・資金計画を商工会議所等の指導を受けて作成するのであること
補助対象経費	建設工事費、解体工事費（昭和56年の建築基準法改正前の基準により建設された建物を解体し、建築する場合に限る。）
補助率等	補助対象経費の4.2%以内 上限額450万円 ただし、店舗又は事務所の場合には、施設開設時における店舗又は事務所の入居者数に90万円を乗じた額と比較していずれか低い額を上限額とする。 ※商業業務集積地区以外の中心市街地の区域で実施する場合は、上記により算定した額の1/2の額を補助金額とする。

## 4 補助対象経費

### (1) 補助対象経費の定義

項目	定義
① 消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費、効果促進費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
② 備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に必要な経費
③ 印刷製本費	事業で使用するポスター、パンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
④ 通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料、運送代、通信・電話料
⑤ 借料損料	事業を行うために必要な会場や物品等のリース・レンタルに要する経費
⑥ 広報費	広告等の広報媒体を活用するために支払われる経費
⑦ 効果促進費	事業効果を促進し持続化をさせるために支出する経費 (SNSのフォローの拡大によるレポートや情報拡散の促進など)
⑧ 委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費
⑨ 専門家旅費	人材育成事業で招聘等を行う専門家の交通宿泊費
⑩ 専門家謝金	人材育成事業で招聘等を行う専門家への謝金
⑪ 設備費	店舗等魅力向上事業で店舗が新商品やサービス提供等の新事業のための機械装置やソフトウェア等の導入費（パソコンやプリンター、自動車等の汎用品は対象外）
⑫ 改修工事費	内装、外装、電気設備、機械設備、ガス設備等の改修工事費（建物等に附合するものに限る。）
⑬ 解体工事費	建物や構築物の解体工事費
⑭ 建設工事費	建物の建設工事費（建物に附合するものに限る。）

### (2) 補助対象経費の要件

補助対象経費は、以下の①～③をすべて満たす必要があります。補助事業終了後の検査により対象経費の認定を行います。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助金の交付決定を受けた日から事業完了日までに発生した経費（交付決定日前に発注した経費は補助対象となりません。）
- ③ 証拠書類によって内容、金額、支払日等が確認できる経費  
※発注額が税込20万円を超える経費の場合には、複数の事業者から見積書を取得し、証拠書類として保管してください。複数の事業者から見積書が取得できない場合には、その理由書を作成してください。

## 5 補助金の交付決定等

### (1) 補助金の交付決定

- ① 補助金の交付決定は、交流活性化事業は募集期間終了日、その他の事業は申請書を受理した日から概ね2～4週間程度を予定しています。
- ② 補助金申請額の総額が予算額を上回る応募があった場合又は申請書の精査により、申請額から減額して交付を決定する場合があります。
- ③ 補助金の交付の目的を達成するため必要な場合には、条件を付して交付を決定する場合があります。

### (2) 補助金の概算払い

補助金の概算払いは、交流活性化事業に限り、交付決定額の70%を上限に認めます。  
概算払いが必要な場合には、交付決定日以後に概算払い申請が必要です。

## 6 実績報告等

### (1) 実績報告

補助事業が完了したときは、補助事業の完了日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

### (2) 補助金の検査

実績報告書の提出後、市は補助金の決定内容に適合するものであるか当該報告書や支出関係書類等の検査を行い、適合すると認める場合には、補助金額を確定して通知します。

### (3) 補助金の支払い

補助金額の確定通知後、補助金請求書を提出してください。補助金は請求後速やかに支払います。

## 7 応募方法等

### (1) 募集期間

事業区分	募集期間等
①まちなか交流活性化事業	令和6年4月8日(月)～令和6年5月10日(金)
②人材育成事業	次の期間で随時受付
③空き店舗改修事業	令和6年5月13日(月)～令和6年12月27日(金)
④店舗等魅力向上事業	※ただし、交付決定額の総額が予算額に達した場合には募集を終了します。
⑤施設整備事業	

### (2) 申請先

名称 岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室  
所在地 〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 であえる岩見沢5階



(1) 申請書類等

	交流活性化 事業※1	人材育成 事業	空き店舗 改修事業	店舗等魅力向上事業		施設整備 事業
				店舗改修	アーケード改修	
交付申請書	様式第1号	様式第1号	様式第1号	様式第1号	様式第1号	様式第1号
	別記様式④	別記様式②	別記様式③	別記様式④	別記様式⑤	別記様式⑥
事業計画書	様式第2号-1	様式第2号-2	様式第2号-3	様式第2号-4	様式第2号-5	様式第2号-6
	〃 別紙① ※事業連携のみ		〃 別紙① 〃 別紙②	〃 別紙① 〃 別紙②		〃 別紙① 〃 別紙②
交付申請額算出調書	様式第3号	様式第3号	様式第3号	様式第3号	様式第3号	様式第3号
経費の配分調書	様式第4号	様式第4号	様式第4号	様式第4号	様式第4号	様式第4号
事業予算書	様式第5号	様式第5号	様式第5号	様式第5号	様式第5号	様式第5号
資金計画書※2	様式第6号		様式第6号		様式第6号	様式第6号
誓約書兼同意書	○	○	○	○	○	○
位置図			○	○	○	○
設計図書及び見積書			○	○	○	○
現況写真			○	○	○	○
賃貸借契約書又は仮 契約書			○			
団体の登記簿謄本及び 定款又は規約等	○	○	○ ※個人は不要	○ ※個人は不要	○	○ ※個人は不要
市町村発行の身分証 明書			個人のみ	個人のみ		個人のみ
市税に滞納がないことの 証明書	○	○	○	○	○	○
直近の決算書	○	○	○	○	○	○
その他	※3	※3	※3	※3	※3	※3

※1 連携事業の申請の場合には、連携する団体それぞれが書類を作成する必要があります。

※2 補助金交付申請額が50万円以上、又は50万円未満でも補助金概算交付申請を行う場合は必要です。

※3 上記の他、必要な場合にはその他の書類の提出を求める場合があります。

(2) 問合せ先

本事業に関するお問合せやご相談は、事業区分に応じて以下までご連絡ください。

	交流活性 化事業	人材育成 事業	空き店舗 改修事業	店舗等魅 力向上事 業	施設整備 事業
岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室 所在地 岩見沢市4条西3丁目1 TEL 0126-31-0101 E-mail <a href="mailto:chukatu@city.iwamizawa.lg.jp">chukatu@city.iwamizawa.lg.jp</a>	○	○			○
こささーる岩見沢 所在地 岩見沢市4条西5丁目7-1 TEL 0126-31-0001 E-mail <a href="mailto:kosasa-ru@ecnt.net">kosasa-ru@ecnt.net</a>			○	○	